

平成24年4月17日

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
理事長 清水 嶽様

大阪ガスセキュリティサービス株式会社
代表取締役 池尻和生



ご回答

貴法人におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は、弊社業務にご理解を賜り、ありがとうございます。

さて、貴法人より、平成24年3月16日付にていただきました「申入書」に対し、下記のとおりご回答申し上げます。

記

1. 上記申入書による貴法人のお申し入れは、弊社の提供する「ホームセキュリティ「アイルス」」(以下「本サービス」といいます。)につき、弊社とご利用者様との間で締結される契約(以下「本サービス提供契約」といいます。)の内容のうち、「アイルス」ご利用規程(以下「本サービス規程」といいます。)第24条所定の中途解約金に関する規定が、特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号、以下「特定商取引法」といいます。)第10条1項3号および第25条1項3号に抵触するのではないか、というものであると理解しております。
2. 貴法人ご指摘のとおり、本サービス提供契約は、ご利用者様のご自宅で契約を締結する場合があり、弊社におきましても、そのような場合には、本サービス提供契約は、特定商取引法の適用対象となることを認識いたしております。なお、特定商取引法にいう電話勧誘販売に該当することはないとの理解しております。
3. この点につき、特定商取引法では、役務提供契約が当該役務の提供の開始後に解除された場合には、役務提供事業者は、当該契約に損害賠償額の予定または違約金の定めがあるときにおいても、役務提供を受ける者に対し、「提供された当該役務の対価に相当する額」およびこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える金額の支払いを求めることはできないと規定されています(同法10条1項3号)。

また、同条項の解釈に関し、経済産業省の通達では、「提供された当該役務の対価に相当する額」とは、「契約の解除の時点までに提供された役務の対価であるが、この算定に際しては、役務によりその妥当性を個別に判断する必要がある。」との見解が示されています（平成21年8月6日経済産業省大臣官房商務流通審議官発「特定商取引に関する法律等の施行について」）。

弊社では、かかる通達に鑑み、特定商取引法にいう「提供された当該役務の対価に相当する額」とは、当該役務提供契約において、役務が提供された期間（役務提供開始時から契約解除により役務提供が終了するまでの間）に利用者が支払うこととされている料金（例えば、月決めの利用料金）の範囲内に限定されるものではなく、あくまで、契約解除までの間に提供された役務の内容に応じて算定される、役務の対価として妥当な金額を意味するものと理解しております。

4. ご案内のとおり、本サービスは、警備サービスのみを提供するものではなく、通信回線を通じ、ご利用者様のご自宅と弊社監視センターを結び、弊社が警報信号の監視および警備員の派遣を行うサービスであり、本サービスに必要なコントローラー、センサー等（以下「関連機器」といいます。）を弊社にて用意し、ご利用者様のご自宅に取り付ける必要があります。そのため、警備サービスのみを提供する場合とは異なり、本サービスでは、関連機器の調達や設置工事等、役務提供の開始時において、多くの役務が発生しています。

本サービス提供契約が5年間の契約期間を定めているのは、上記の役務提供開始時に提供された役務の対価について、5年間かけてご負担いただくことを前提とするものであり、仮に、ご利用者様が契約期間内に本サービス提供契約を中途解約された場合には、それまでの間に提供された役務の対価は、中途解約までの間にお支払いいただいた初期費用および月額サービス料金を大きく上回ることとなります。

ご指摘いただいた、本サービス規程第24条に規定する中途解約金は、かかる「役務の対価」に相当する金額と、中途解約までの間にご利用者様にご負担いただいた金額との差額の一部をご負担いただく趣旨のものであり、その金額も、役務の対価として妥当なものであると認識しております。

5. したがいまして、弊社といたしましては、本サービスの中途解約時において、ご利用者様に、本サービス規程に基づき中途解約金のご負担をお願いすることは、特定商取引法にいう「提供された当該役務の対価に相当する額」の範囲内の金額をご負担いただくものであり、本サービス提供契約が訪問販売の方法により締結されている場合であっても、特定商取引法第10条1項3号に抵触するものではないと考えております。

6. もっとも、今般、貴法人から、このような貴重なお申し入れをいただきましたことに鑑み、弊社におきましては、よりご利用者様にご理解いただきやすいものとするべく、本サービス規程について、検討をさせていただく所存です。

今後とも、弊社にご指導、ご鞭撻を賜りますよう、宜しくお願ひ申し上げます。

以上

